

みずほ文化センター使用料・損料改定のお知らせ

みずほ文化センターの使用料について、平成31年（2019年）10月に行われる消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成31年（2019年）10月1日から改定いたします。

改定後の使用料は、10月1日以降に使用申請されたものから適用します。それまでに使用申請されたものは、使用日が10月1日以降であっても従前の使用料を適用します。

よろしくご理解の程お願いいたします。

改定後の使用料（平成31年（2019年）10月1日以降に使用申請されたものに適用します。）

◇会場使用料◇

区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00
多目的 ホール	平日	電動椅子・ 舞台使用	円	円	円	円	円	円
		舞台使用	10,570	15,600	14,970	23,460	27,550	37,400
		ホールのみ 使用	7,430	10,880	10,470	16,430	19,370	26,180
	休日等	電動椅子・ 舞台使用	5,330	7,850	7,430	11,730	13,820	18,750
		舞台使用	13,720	20,320	19,480	30,480	35,820	48,600
		ホールのみ 使用	9,630	14,230	13,610	21,360	25,030	34,030
楽屋			6,900	10,150	9,730	15,280	17,900	24,400
練習室(1)			930	1,030	830	1,770	1,670	2,610
練習室(2)			830	930	730	1,770	1,560	2,300
練習室(3)			620	620	520	1,150	930	1,560
展示コーナー			410	520	410	730	730	1,150
展示コーナー			830	930	730	1,770	1,560	2,300

- ① この表中「休日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日および曜日をいいます。[国民の祝日に関する法律]
- ② 楽屋は、多目的ホールを使用する場合に限り、使用できます。ただし、多目的ホールの使用に支障を来さない場合は、この限りではありません。
- ③ 入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合または営利を伴う催物を開催する場合は、この表に定める額に50パーセントを加算した金額(入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては、30パーセントを加算した金額)とします。
- ④ 多目的ホールを舞台練習または準備のために使用する場合は、この表に定める額の50パーセントの金額とします。
- ⑤ 使用許可を受けた時間区分(以下「使用時間」という。)を延長して使用する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 使用時間を延長して使用できる時間は、1時間以内とします。
 - (2) 使用時間を延長して使用する場合は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなします。以下同じ。)につき使用許可を受けた時間区分の使用料に30パーセントを加算した金額とします。ただし、規定時間外(午前8時30分以前および午後9時以降の時間をいう。)に延長して使用する場合は延長時間1時間につき夜間区分の使用料に50パーセントを加算した金額とします。
- ⑥ 10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

◇冷暖房損料◇

区分	冷房(円)	暖房(円)
多目的ホール	1,670	1,460
楽屋	50	50
練習室(1)	50	50
練習室(2)	50	50
練習室(3)	50	50

- ① この表に掲げる冷暖房損料は、1時間までの金額です。

◇附属設備等損料◇

区分		単位	使用料(円)	備考	
舞台設備	音響反射板		1 式	2,080	組立式
	平台	4 尺×6 尺	1 枚	310	
		2 尺×6 尺	1 枚	210	
	木台		1 台	20	
	組立台		1 式	210	
	開き足		1 台	100	
	箱足		1 台	50	
	毛せん		1 坪	100	
	上敷		1 間	50	
	指揮者台		1 式	210	指揮者用譜面台を含む。
	譜面台		1 台	50	折り畳み式
	地がすり		1 枚	1,030	黒
	蹴込み幕		1 枚	50	
	幕類		1 枚	520	
	舞台看板		1 枚	210	
	国旗・市旗		1 枚	100	
	演台		1 式	310	花台を含む。
	司会者台		1 台	210	
	めくり台		1 台	100	
	音響設備	拡声装置		1 式	2,080
スピーカー		1 台	520	ステージ・モニター	
マイクロホン		A	1 本	730	
		B	1 本	520	
ワイヤレスマイクロホン		1 本	520		
レコーダー		1 台	520		
音響周辺機器		1 台	520		
補助ミキサー		1 本	520	8 c h	
マイクスタンド		1 本	50		
ダイレクトボックス		1 台	100		
録音料		30 分毎	100	録音機、テープ別	
簡易ワイヤレスアンプ(マイク 1 本付き)		1 式	520		
照明設備		ボーダーライト		1 列	520
	ロアホリゾンライト		1 列	520	
	アッパーホリゾンライト		1 列	830	
	ピンスポットライト		1 台	310	ランプピン
	スポットライト	1 k W	1 台	310	
		500W	1 台	260	
	照明 A セット	シーリングライト×1 列 サスペンションライト×1 列	1 式	4,180	
	照明 B セット	シーリングライト×1 列 サスペンションライト×2 列	1 式	7,330	
	効果器		1 台	1,030	
	ミラーボール		1 台	520	
その他設備	セミコンサートピアノ		1 台	2,080	調律料は含まない。
	ピアノ椅子		1 台	50	
	プロジェクター		1 台	1,030	
	映像周辺機器		1 台	520	

	持込器具	1 kW	100	
	長机	1 脚	50	
	椅子	1 脚	30	
	座布団	1 枚	30	
	高座用座布団	1 枚	50	
	姿見	1 台	100	
	パネル	1 枚	100	
	スクリーン(舞台用)	1 幕	1,030	
	スクリーン(三脚)	1 幕	520	
	ホワイトボード(大)	1 台	100	
	ホワイトボード(小)	1 台	50	

- ① この表に掲げる附属設備等損料(録音料を除く。)の額(以下「基本損料」という。)は、条例別表に掲げる時間の区分 1 区分当たりの額とします。ただし、「午前・午後」および「午後・夜間」については 2 区分、「全日」については 3 区分として計算します。
- ② 使用許可を受けた時間を延長して使用する場合の附属設備等損料は、基本損料に、延長時間 1 時間(1 時間未満の端数は、30 分をもって 1 時間とみなします。)につき 30 パーセントに相当する額を加算した金額とします。
- ③ 舞台技術およびピアノ調律等のため、外部から人員を雇う場合は、実費を徴収します。
- ④ カラーフィルターおよび各種消耗品費は、実費を徴収します。
- ⑤ 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。